

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行

平成27年10月2日
厚生労働省

社会保障・税番号制度導入のロードマップ（案）

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)

制度構築

平成二十五年四月二十四日
平成二十五年五月三十一日

別表第一、別表第二の
事務、情報を定める
主務省令の制定

政省令等の整備

法人番号の
通知・公表

申告書・法定調書等への法人番号の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始
【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保障分野
 - ・年金に関する相談・照会
- 税分野
 - ・申告書、法定調書等への記載
- 災害対策分野
 - ・被災者台帳の作成

個人番号の通知

情報提供ネットワークシステム、
マイナポータルの運用開始

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目途に、
地方公共団体等との
連携についても開始

システム構築

システム要件定義・調達
調査研究

設計

開発・単体テスト

総合運用テスト

工程管理支援業務

個人情報保護

委員会
国会同意

委員会
国会同意

委員会
国会同意

特定個人情報保護
委員会設置
(平成二十六年一月一日)

委員会規則の制定

特定個人情報の取扱い
ガイドラインの策定
(事業者編、行政機関等・
地方公共団体等編)

情報提供ネットワークシステム等の監査

特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

特定個人情報保護評価
指針の作成

特定個人情報保護評価書の受付・承認等

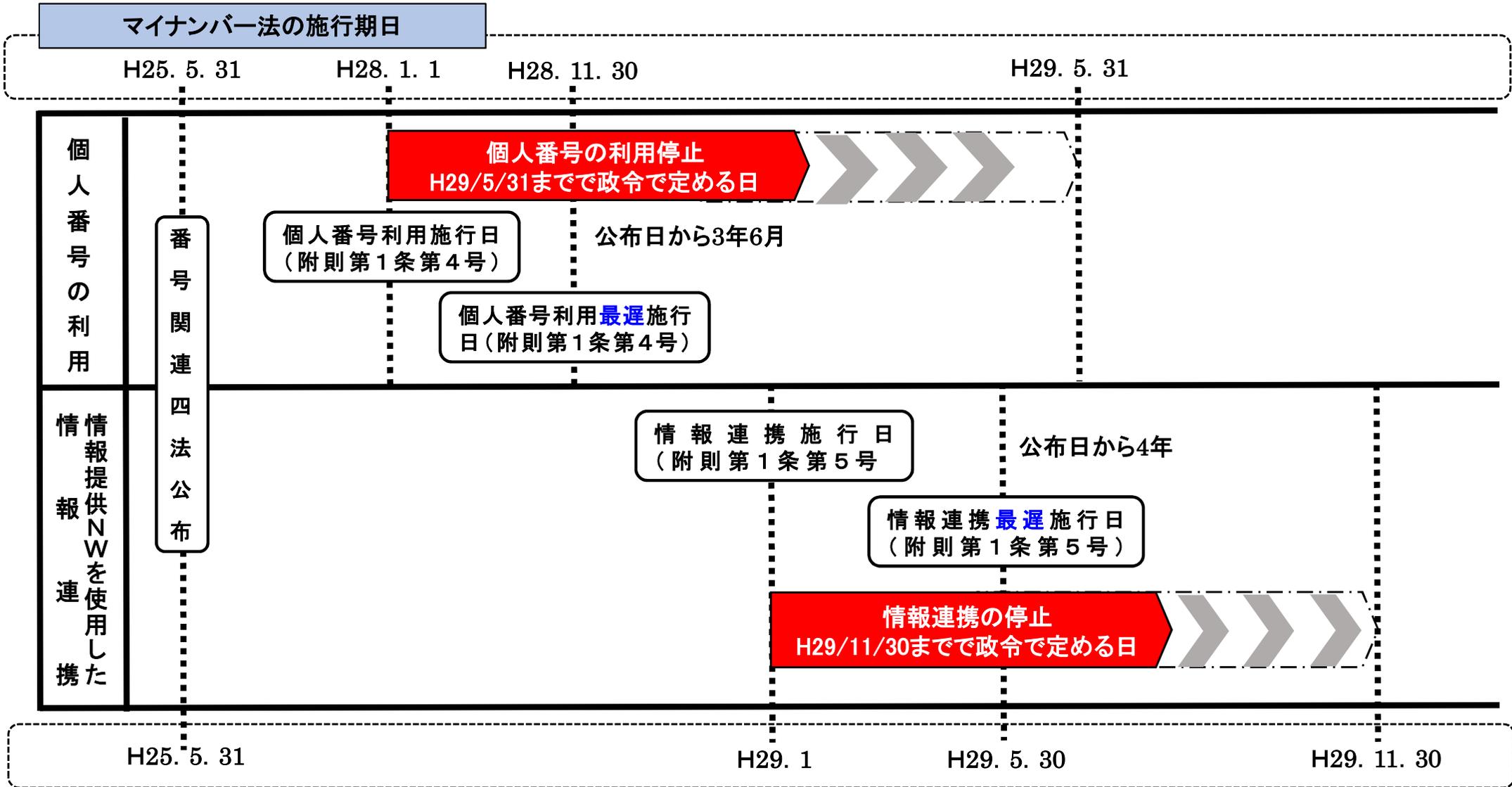
広報

番号制度に関する周知・広報

日本年金機構におけるマイナンバーの利用等について

(参考1)

日本年金機構については、下図に示すとおり、個人番号の利用及び特定個人情報の照会及び提供(情報連携)を行わないものとする。



※附則第1条第4号：(省略) 公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

※附則第1条第5号：(省略) 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

医療保険者等が行う番号利用事務

【番号法別表第1に基づく主務省令】（医療保険関係）（平成26年9月10日公布）

- 被保険者又は被扶養者にかかる申請等の受理、応答などの事務
- 被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証等に関する事務
- 被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、応答などの事務
- 保険給付や付加給付の支給に関する事務
- 一部負担金の減免に関する事務
- 任意継続被保険者（特例退職被保険者を含む）の保険料の納付、前納の事務

【番号法の改正】（平成27年9月9日公布）

- 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

等

医療保険者等への支援策

支援策	支援内容
番号制度導入手引きの作成と説明会の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 医療保険者等が番号制度を理解し、制度対応に向けて必要となる業務やシステムの変更点を把握し対応ができるように、番号制度導入の手引きを各制度別に作成し適宜更新作業を実施○ また、手引きに基づき、医療保険者向けの説明会を全国で開催<ul style="list-style-type: none">■手引きの内容<ul style="list-style-type: none">・番号制度対応のロードマップ・個人番号を利用する保険事務手続・情報連携が必要な保険事務手続とその対象情報・中間サーバーとの接続・被保険者向けリーフレット（ひな形）の作成
医療保険者等向け中間サーバーの開発	<ul style="list-style-type: none">○ 番号制度では、情報提供ネットワークシステムに接続するために、情報保有機関は「中間サーバー」（インターフェイスシステムと既存システムとの間で情報連携対象の特定個人情報の副本の保存管理を行う）の設置が必要○ 各医療保険者等が中間サーバーを個別に開発することは、コスト面やセキュリティ面で非効率なため、<u>厚生労働省において医療保険者等向け中間サーバーに搭載するソフトウェアを一括開発して提供</u>
各医療保険者等における既存システムの改修の補助	<ul style="list-style-type: none">○ 番号制度の対応のため、医療保険者等では既存業務システム等の改修が必要。その経費について、<u>厚生労働省が補助</u>を行う。

番号制度導入手引きの作成と説明会の実施について

(参考2)

名称	実施年月日	対象者	実施内容
第1回医療保険者等における番号制度導入に関する説明会	平成26年9月11日～10月7日まで 全国9カ所	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合、他	番号制度の概要、医療保険者での対応等
番号制度導入の手引き(1.0版)	平成26年10月公表	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合	
番号制度導入の手引き(1.1版)	平成26年11月公表	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合	
番号制度導入の手引き(1.2版)	平成27年1月公表	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合	
第2回医療保険者等における番号制度導入に関する説明会	平成26年12月1日～12月19日まで 全国9カ所	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合、既存システムベンダー、他	手引きのポイント、既存システムの改修のポイント
番号制度導入の手引き(1.3版)	平成27年3月公表	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合	
番号制度導入の手引き(1.4版)	平成27年7月公表	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合	
第3回医療保険者等における番号制度導入に関する説明会	平成27年7月27日～8月10日まで 全国5カ所	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合、既存システムベンダー、他	更新後の手引きのポイント、番号利用開始に向けた課題等
番号制度導入の手引き(1.5版)	平成28年1月公表予定	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合	
第4回医療保険者等における番号制度導入に関する説明会	平成28年1月頃(予定)	協会けんぽ、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合、既存システムベンダー、他	

加入者のみなさまへ

「マイナンバー（個人番号）」が届きます

平成28年1月から番号制度が始まります。そこで、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）があなたに通知されます。

今後、各種の健康保険の手続きのとき、マイナンバーを記入することになります。届いた通知カードは大切に保管しておいて下さい。



通知カードのイメージ

個人番号	〇〇〇……〇〇〇
生年月日	〇年〇月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県〇市〇町1-1-1

健康保険や
年金、税金、雇用保険等
の手続きで必要になります

1 マイナンバーは今後どう使うの？

平成29年1月から、健康保険の各種申請書や届出書等にマイナンバーを記入する必要があります。また、マイナンバーは健康保険だけでなく、年金や雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条令で定められた手続きで、共通で使うことになります。

※健康保険以外の開始時期は制度によって異なります

通知カードは、これらの手続きでマイナンバーを記載する際、ご自分の番号を確認するためにお使いください。また、手続きをする窓口等でマイナンバーを確認するために通知カードの提示が求められますので、手続きの際は必ずお持ちください。郵送の場合は写しを提出する必要があります。

※通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付を受けることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。さらに、希望すれば、マイナンバーが記載された住民票が交付されます

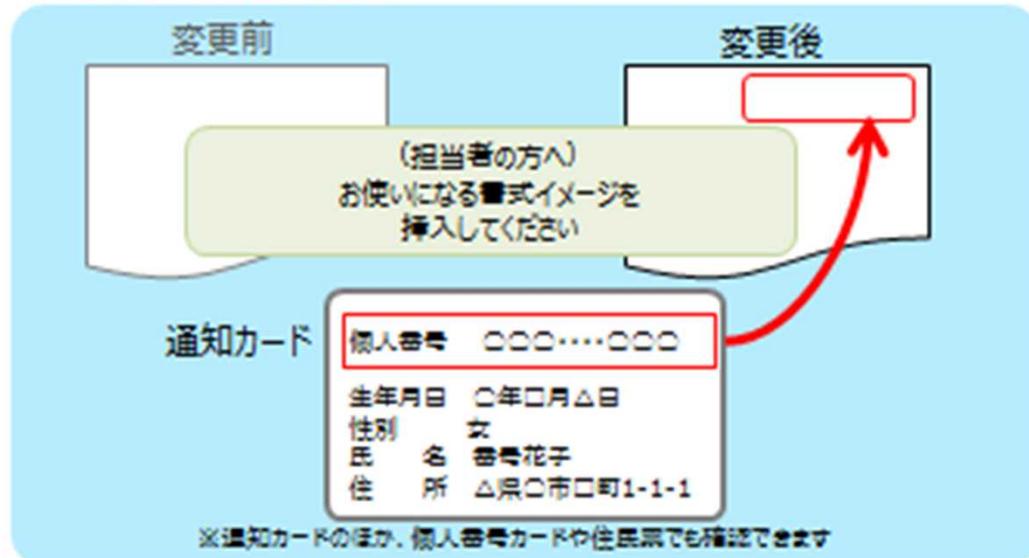
※被保険者証にはマイナンバーは記載されません

2 平成29年1月から 個人番号欄にあなたのマイナンバーを記入してください

平成29年1月から、被保険者資格取得の届出、被扶養者の届出、療養費の支給の申請、傷病手当金の支給の申請、出産一時金の支給の申請、阻害剤適用認定の申請等の様式に個人番号欄が設けられる予定です。

※平成27年3月時点の厚生労働省省令改正（案）に基づく

マイナンバーは皆さまの手続きを確実かつ早期に進めるために必要な事項ですので、ご自分のマイナンバーを必ず記入して下さい。



※通知カードのほか、個人番号カードや住民票でも確認できます

3 番号制度とは？

社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。

ホームページ内にあるFAQ（よくある質問）もご利用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

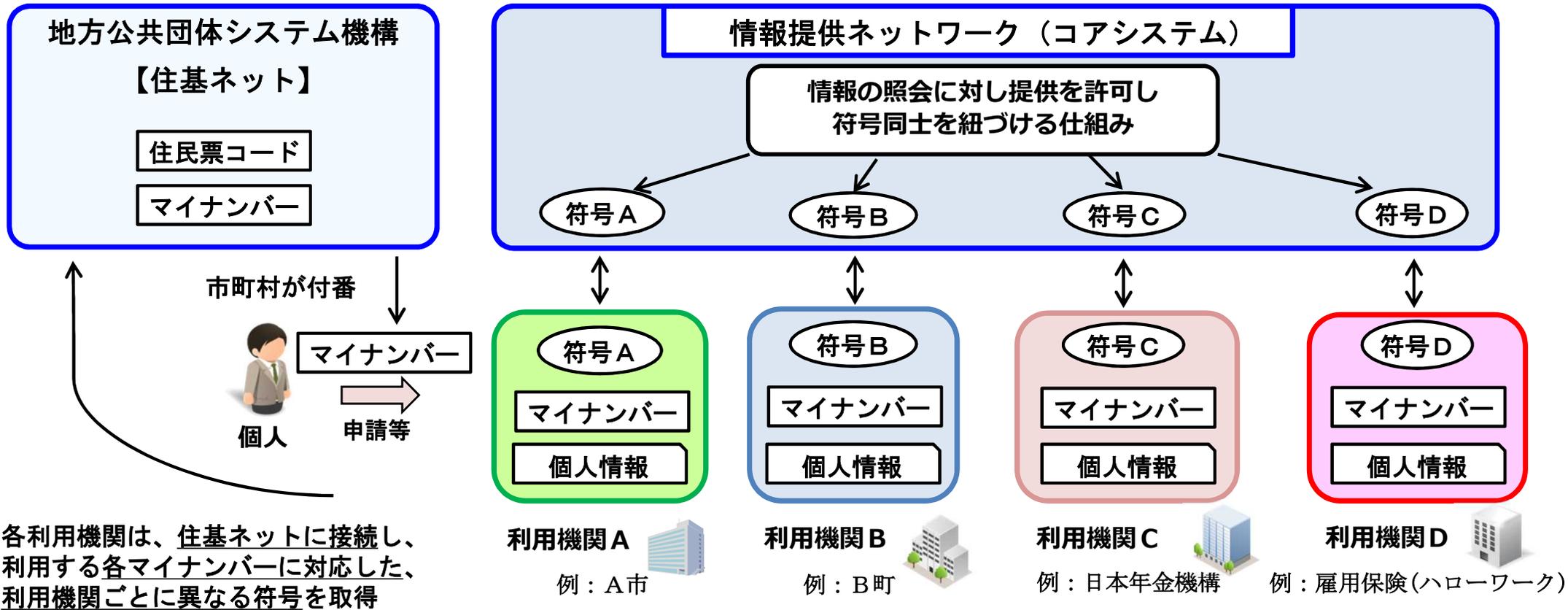
問い合わせ先

(担当者の方へ)
問い合わせ先をご記載ください



番号制度のインフラによる情報連携の仕組み

○ 番号制度のインフラでは、番号の利用機関同士の情報連携（情報照会と情報提供）を行う場合、マイナンバーを直接用いず、各機関ごとにマイナンバーに対応して振り出された機関別符号を利用する。これにより、マイナンバーで芋づる式に情報が漏えいすることを防止する仕組みとしている。



- 医療保険者の行う、情報連携の主な事務は次のとおり
- 健康保険組合から市町村国保に資格変更（異動）した場合に、市町村からの情報照会を受けて、健康保険組合の資格喪失の情報を情報提供ネットワークシステムを利用して提供
 - 被扶養者の届出において、市町村から住民票関係情報（世帯に関する情報）、地方税関係情報を情報提供ネットワークシステムを利用して取得することで、住民票・所得証明書の添付を省略

保険者事務の支払基金・国保連への共同委託(情報提供ネットワークへの接続の集約化)

○ 個人番号制度の施行に伴い、保険者は住基ネットに接続して符号を取得し、情報提供ネットワークへの接続が必要。

→ 保険者が個別に接続するとコスト大

※ 被保険者が異動するつど住基ネットに接続して符号を取得し、保険者ごとに住基接続の固定費や体制確保が必要。

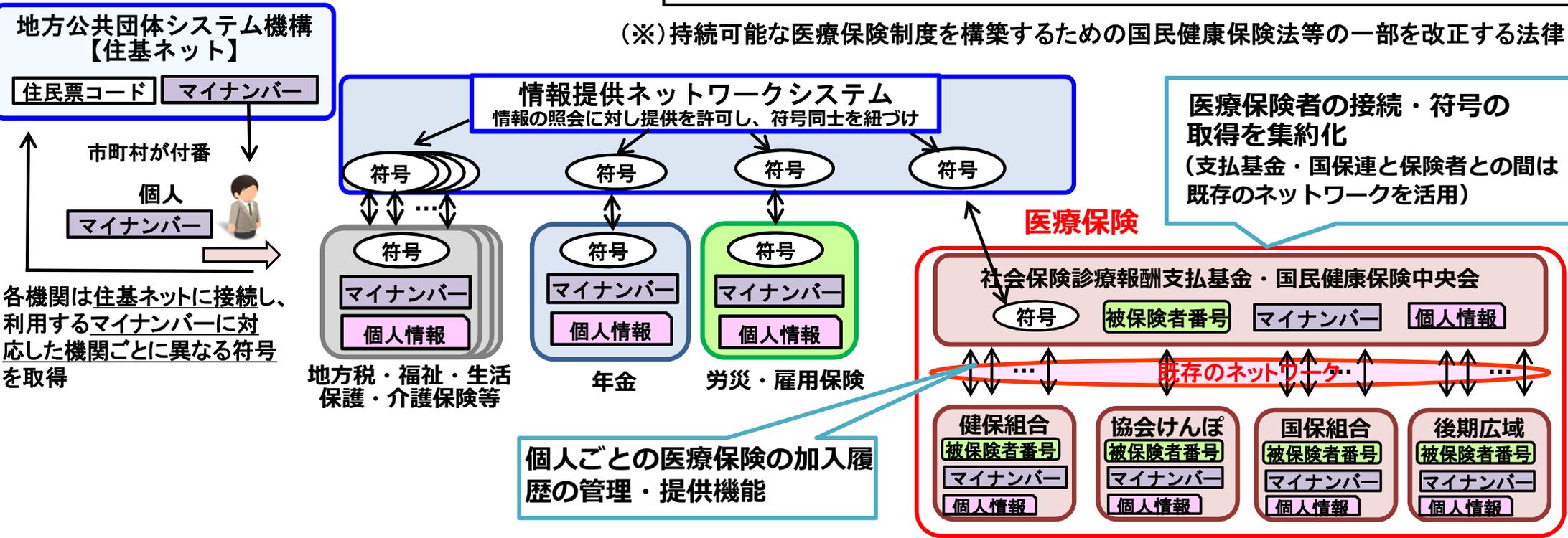
○ 支払基金と国保連が保険者の委託を受け、住基ネットと情報提供ネットワークに一元的に接続し、保険者の負担を軽減。

○ あわせて、医療保険の加入履歴の管理・提供機能により、保険者間での情報連携を効率化。

※ 国保の資格取得申請時の資格証明書の添付省略等

→ 保険者が保険給付、保険料徴収等に関する情報の収集、利用等に関する事務を支払基金又は国保連に共同して委託できることとする等の法律改正を行う(平成27年5月成立・公布。平成28年4月施行)

(※) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律



※情報ネットワークとの接続(符号取得)は便宜上、支払基金が行う

※被保険者番号は、被保険者証記号・番号が個人毎に付与されている場合は記号・番号を、世帯毎等で同一の場合は記号・番号に枝番等を付番して利用。